

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

<p>[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項</p>
<p>① チャレンジショップ事業</p> <p>平成 16 年から、中心市街地の空き店舗を低価格で貸出し、起業支援する取組み「あきない塾」を実施し、現在までに 25 期のチャレンジショップ出店者（計 39 人）が半年～1 年間の店舗運営を行い、そのうち 29 人が実際に起業を行った。</p> <p>契約期間：6 か月（最長 1 年間）、経費負担：家賃 5000 円程度（共益費別）</p> <p>② 明倫 AIR</p> <p>平成 22 年から、打吹地区の一部地域で、アーティスト（＝芸術家）が一定期間滞在し、住民との交流、地域資源の活用に取り組みながら作品制作を行うスタイルのアーティスト・イン・レジデンス事業を実施してきた。今後も中心市街地における話題性、メッセージ性のある事業を生み出すことが期待される。</p>
<p>[2] 都市計画との調和等</p>
<p>○ 倉吉都市計画マスタープラン</p> <p>2 章 [3] 中心市街地要件に適合していることの説明、第 3 号要件（1）を参照</p> <p>○ 倉吉都市計画区域 都市計画区域マスタープラン</p> <p>2 章 [3] 中心市街地要件に適合していることの説明、第 3 号要件（1）を参照</p>

[3] その他の事項

○鳥取県大規模集客施設立地誘導条例

地域の実情に合った規模の施設を立地誘導するため、都市計画区域外も含めて、施設の床面積に応じ、立地を誘導する地域の条件を明らかにする条例を制定した。

立地を誘導する施設は、鳥取県における施設の立地状況に合わせ、施設の床面積を3段階に区分(1,500㎡超から5,000㎡以下、5,000㎡超から10,000㎡以下、10,000㎡超)し、都市機能の集積状況や、人口の集積状況、公共交通機関のアクセス頻度、道路交通基盤の状況等を指標とした立地判断の要因から地域要件を明確化することで、立地誘導の適正化を図っている。

施設の総床面積		10,000㎡超	10,000㎡以下 5,000㎡超	5,000㎡以下 1,500㎡超	備 考	
立地判断の要因						
都市機能の集積 「コンパクト性」	指標1 都市機能の集積状況	①集客施設の数	100施設以上	25施設以上	8施設以上	敷地から半径1kmの範囲内
		②公益施設等の数	40施設以上	8施設以上	4施設以上	敷地から半径1kmの範囲内
	指標2 人口の集積状況	集客施設又は公益施設等を反復継続利用する者の居住する地域を包含する区域の居住人口	3万人以上	2千人以上	1千人以上	敷地から半径1kmの範囲内 学校を除く
	指標3 都市基盤の整備状況		水道が整備され、生活排水処理施設の対象区域であること。			
移動の円滑化 「交通アクセス性」	指標4 公共交通機関の施設との位置		敷地から半径2km以内に鉄道駅(利用者が4,000人/日以上)又は路線バス停留所(利用者が200人/日以上)がある	敷地から半径1km以内に鉄道駅又は路線バス停留所(利用者が70人/日以上)がある	敷地から半径1km以内に鉄道駅又は路線バスの停留所(利用者が30人/日以上)若しくは路線バスの停留所が5箇所以上ある	バス停の利用者数は、500mの範囲内で隣接するバス停の利用者の合計数
	指標5 公共交通機関のアクセスの頻度	①公共交通機関の路線数	5路線以上	2路線以上	2路線以上	鉄道及び路線バスの路線数
		②公共交通機関の全ての運行頻度	1時間当たり最大6便以上	1時間当たり最大3便以上	1時間当たり最大2便以上	鉄道及び路線バスの路線数
	指標6 道路交通基盤の状況	①2車線以上の道路密度	6km/km2以上	4km/km2以上	2km/km2以上	敷地から半径2kmの範囲内
		②周辺の主要交差点の集客時飽和度	集客施設に予定集客数があった場合の交通量が最も多くなる時間帯の交通解析により、平日・休日とも飽和度が0.9を越えない			敷地から半径2kmの範囲内